

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和5年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会・高松市景観審議会合同会議
開催日時	令和5年11月1日(水) 14時00分～15時30分
開催場所	高松市防災合同庁舎 3階 302会議室
議 題	(1) 会長の選任について (2) 本市における景観に関するこれまでの取組について (3) 今後の景観行政の取組及び附属機関の在り方について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	井上委員、岡委員、杉本委員、松島委員、渡辺委員、勝浦委員、十河委員、谷委員、橋田委員、牛山委員、片岡委員、吉岡委員、宮武委員、関口委員、西本委員、西崎委員、原内委員、東川委員、藤田委員、(欠席委員 3名)
傍聴者	0名(定員 10名)
担当課及び連絡先	担当課：都市計画課(景観係) 連絡先：087-839-2455(課直通電話)

会議経過及び会議結果

(1) 会長の選任について

高松市美しいまちづくり審議会規則第3条第1項及び高松市景観審議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長を選任。

会長 松島委員

(2) 本市における景観に関するこれまでの取組について

「本市における景観に関するこれまでの取組について」事務局より報告。

各委員が感想、意見等を述べた。

(3) 今後の景観行政の取組及び附属機関の在り方について

「今後の景観行政の取組及び附属機関の在り方について」事務局より説明。

地域住民が主体の景観づくりについて意見が出された。

【主な質疑・意見等の会議経過】

(1) 会長の選任について

(事務局) 会長につきましては、高松市美しいまちづくり審議会規則第3条第1項及び高松市景観審議会条例第6条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員) 景観分野における幅広い御見識と御経験をお持ちの、香川大学名誉教授の松島委員さんに、両審議会の会長をお願いしたいと思います。皆様方にお諮りいただいて、御賛同がいただければ、是非、松島委員さんに会長をお願いしたいと存じます。

(委員賛同)

(松島委員が会長就任)

(2) 本市における景観に関するこれまでの取組について

事務局より「本市における景観に関するこれまでの取組について」報告。

- 1 本市における景観に関するこれまでの取組～経緯と目的～
- 2 本市における景観に関するこれまでの取組～位置付け～
- 3 各審議会の概要について
- 4 これまでの成果
- 5 まとめ

(会長) 景観に関する10年間の取組ということだが、順番に御意見等を述べてほしい。

(委員) 景観条例の手続きは出す人は出す。出さない人は出さない。建物と工作物について景観条例を徹底させるということは難しいと思う。

(委員) 美しいまちづくり賞の表彰の褒章の賞金があったらいいなと思った。

(委員) 中央公園を南側から北側に向かって走るとたくさんのビルが建設されている。マンションが高松中を覆っており、10年を経てまちの風景が変わった実感がある。

(委員) 重点地区等の設定が市の全体のベースになってきたのかと思う。論点が違うかもしれないが、空き家の問題もまち全体の景観としてどうしていくのか。まちを歩いていて気になる。その辺りも景観の議題として良いのではないか。

(委員) 大店舗法の委員もしているが、景観条例のギリギリの色彩を使っている。もう少しどうにかならないのかと思う。

(委員) コミュニティ協議会で問題になっているのが廃屋である。建物が朽ちて樹木が茂って問題になっており、手が付けられない状況で景観的な問題も出てきている。

(委員) 美しいまちづくり賞を選定するときの基準において、美しいまちづくりなのでただ単に美しければ良いのか、そこに住む人たちの利便性も考えるのか、その選考する基準がしっかりと示されていれば選考しやすいと思う。また、委員は、新しくなっているところだけを見ているので、ビフォアの状態があつて、綺麗になったことが示された方が良いと思う。賞の周知を幅広くしていただいた方が応募してくれるなと思った。

(委員) 第1回美しいまちづくり賞は、川島の春日川に花を植える活動であつた。広告物が立体的なものが平面になってきたことにより、10年を振り返って変わったと思う。

(委員) 美しいまちづくりの目標「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる」、これは本当に美しいまちを目指すものだと思う。高松、讃岐は瀬戸内海、里山を有した良いところであり、広々とした空があることによって、皆様が来てくれると思う。中央通りには、高い建物がたくさんできており、規制が遅かったと思う。玉藻公園、栗林公園、石清尾八幡宮等は、高松の大事な財産。栗林公園から高いビルが見えたりしている。今は規制ができて、大事な財産を守ることができてきていると思う。連続テレビ小説を放映しているが、引田の町並みがセットでなく、本物のまちということで話題になっている。若い人は、古い日本家屋も良いものと感じることもあり、これが「美しい」ということのヒントになるのではないかと。

(委員) 栗林公園や玉藻城は非常に重要な観光資源と考えている。高松市の風致地区は、紫雲山、栗林公園北門の方向に規制地区がかかっているが、正門のある栗林公園の東側は風致地区の規制が無かった。都市計画の用途地域とは矛盾するため、風致地区がかけられなかったことで新聞紙上をにぎわしたことがある。今、景観条例等の10年の歩みを拝見させていただくと、徐々にではあるけれども改善されていることは意義深いと思う。

(委員) 県道10号沿いは、車屋やドラッグストアなどが乱立してきている。重点地区だけでなく、郊外に発達している東西や南北の道沿いにもドラッグストアがたくさんできているので、必要な施策等を行う必要があると思う。また、ソーラーパネルは、色を塗ることはできないが、環境との兼ね合いもあることから、話し合っていないといけない課題である。

(委員) 道路標識の表示に関しては決まりごとがあり、信号機に関しては、支柱や信号は、普通のところは鋼管材のシルバー色だが、景観を優先すべき地域については、

茶色に塗られたものを使用している。

(委員) 先ほどの成果を聞いて、高松市の着実な取組で少しずつ成果があがっていると感じた。一方で、書類の不提出や屋外広告物の色彩などの意見もあったが、香川県としても引き続き必要な努力をしていきたい。

(委員) 先ほど、書類を出さなくても罰則規定がないという意見があったが、こういったことは草の根運動をしていき、守っていかないといけないことが当たり前になる雰囲気づくり、風潮を作っていくことで対応していくことが一つの方法と思う。空き家の問題は、空家法において特定空家として、今にも崩れてしまいそうな空き家については、行政代執行できることになっているが、昨今の人口減少で空き家が増えていることを鑑み、空家法を改正した。特定空家の状態が悪くなる前段階で、行政が所有者に管理をお願いできるような取組みをこの12月以降から始められるよう法律の整備を進めているところであり、空き家の問題も順次取り組んでいければと思う。

(委員) 景観を形成していく、あるいは、景観を維持していくというのは、非常に力のいる仕事だと思う。そういった意味では、仕組み、仕掛けが大事である。それから行政だけでできるものではない。ここにいらっしゃる方々のように多様な方々の御協力が必要である。それから、美しいまちづくり基本計画概要版に記載の特定の地区における景観形成では、5つの地区が示されており、景観計画概要版に記載の景観形成重点地区の5つの地区とは若干異なっている。それら整合性も必要と思う。

(委員) 最近、マンションが多く建っている。最近のマンションは高層マンションが多く、栗林公園、中央通り、玉藻公園の側にもこんな感じで良いのかなと思うところにマンションがどんどん建っている。四国で他の県を回っても香川県はマンションが特に多いと思う。行政もいろんなことをしていると思うが、マンションに対する姿勢というのが全くないのか。色とか対策ができないものか気になる。高松駅、サンポートは変わることから、市の方はしっかりと御指導の程、よろしく願いしたい。

(委員) 10年前の屋外広告物条例の改正は、香川県屋外広告美術協同組合の中では反発もあったが、10年がたって、今では受け入れられているようになっている。高松市の場合は、地域全体が規制対象であり、広告主から相談があった場合は、市に確認している。既存不適の屋外広告物の改修期限は、今年度末であり、組合としても改修に力を入れていく所存である。

(委員) 「美しい」というのは、何をもって「美しい」というのか、ということが難しい。極論だが、景観ということからしたら、自分のところの敷地、建物の広告物は構わないが、それ以外の広告物を無くしたらすっきりする。色等の協議をしている

が、要はバランスであり、例えば、赤色の規制についても、お金をかけて適切にデザインすれば赤色も、基本的に「美しくない」ということはないと思う。

(3) 今後の景観行政の取組及び附属機関の在り方について

事務局より「今後の景観行政の取組及び附属機関の在り方について」説明。

- 1 景観条例に基づく事前協議資料の見直しについて
- 2 サンポート高松周辺地区における景観の誘導について
- 3 「美しいまちづくり審議会」と「景観審議会」の統合について
- 4 今後のスケジュールについて

(委員) サンポートのビューということについてお考えですが、そこに暮らす住民に対して大丈夫かなという疑問がある。県立アリーナ等の建物ができるが、周りにはマンションが多く、海の周りを散歩する人が多い。そして、インバウンドの方もいらっしやって独特の風景であり、この海際というのを本当にビューだけを主体に整備してしまっても良いのか。以前にシーフロントゾーンの計画に桜を植える計画があった。インバウンドの人たちが海から眺めるだけでなく、そこに暮らす住民の生活の中で、陸を散歩している人にとって美しい景観があり、自由に座ったり、お弁当を食べたり、散歩ができるなど、具体化されたプランが欲しいと思った。

(会長) 我々住んでいる人が基本にあって、その上でインバウンドの人に来てほしいと思う。

(4) その他について

(会長) その他について事務局から何かありますか。

(委員) 事務局からは特にございません。

以上をもって、会議を閉会することとした。

以上